【1989 年 2 月 14 日 】被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置制度案要綱 社会保障制度審議会

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置制度案要綱(諮問書)

第一 制度の目的

被用者年金制度間の給付及び負担の不均衡を是正するための被用者年金制度全体の見直しが行われるまでの間において、当面講ずべき措置として、被用者年金保険者が行う 老齢又は退職を支給事由とする年金給付のうちの共通給付部分に係る費用負担を調整 するための特別の措置を講じ、もって被用者年金制度間の負担の不均衡を是正すること。

第二 制度間調整事業の実施

一 制度間調整事業

政府は、被用者年金各法に基づき被用者年金保険者が支給する老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付の支給に要する費用のうち、共通給付部分の支給に要する費用に充てるため、被用者年金保険者に対し、調整交付金を交付するものとし、調整交付金の交付に要する費用は、被用者年金保険者の調整拠出金をもって充てること。

二 共通給付部分

共通給付部分は、被用者年金各法に基づき六十歳以上の者に支給される老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であって昭和三十六年四月以降の被保険者期間又は組合員期間に係るもののうち、厚生年金保険の老齢給付に相当するものとして政令で定める部分とすること。

三 調整交付金

- (一)制度間調整事業の実施者たる政府は、毎年度、共通給付部分の支給に要する費用 に充てるため、被用者年金各保険者に対し、調整交付金を交付すること。
- (二)調整交付金の額は、被用者年金保険者毎に、当該年度における共通給付部分の支給に要する費用の額とすること。
- (三)実質交付率(調整交付金が調整拠出金を上回る場合において、その差額を昭和六十 三年度の当該保険者の六十歳未満の加入者に係る標準報酬総額で除して得た率)が 政令で定める率を下回る保険者に交付する調整交付金の額は、当該保険者が拠出す る調整交付金の額を限度とすること。

四 調整拠出金

- (一)被用者年金各保険者は、毎年度、調整交付金の交付に要する費用に充てるため、 調整拠出金を負担すること。
- (二)調整拠出金の額は、被用者年金保険者毎に、昭和六十三年度の被用者年金各制度

の六十歳未満の加入者に係る標準報酬総額に調整拠出率(当該年度における調整交付金の総額を昭和六十三年度の被用者年金各制度の六十歳未満の加入者に係る標準報酬総額で除して得た率)を乗じて得た額とすること。

- (三)実質拠出率(調整拠出金が調整交付金を上回る場合において、その差額を昭和六十 三年度の当該保険者の六十歳未満の加入者に係る標準報酬総額で除して得た率)が、 政令で定める基準保険者に係る実質拠出率を上回る保険者については、調整拠出率 から政令で定める率を減じて得た率を用いて算定すること。
- 五 制度間調整事業の財政に関する資料の整備及び共済組合からの報告、徴収
- (一)厚生大臣は、年金保険者たる共済組合を所管する大臣から基礎資料の提供を受けて、制度間調整の財政の見込み等に関する資料を整備し、必要に応じて年金保険者たる共済組合を所管する各省大臣に対しこれを開示するものとすること。
- (二)社会保険庁長官は、年金保険者たる共済組合に対し、調整交付金及び調整拠出金 の算定等事業の運営に関して必要な報告を求めることができることとすること。
- 六 共済制度所管大臣との協議

厚生大臣は、調整交付金・調整拠出金の算定、報告徴収の方法等について年金保険 者たる共済組合を所管する大臣に協議するものとすること。

七 事務費の国庫負担

国庫は、毎年度、予算の範囲内で、制度間調整事業の事務の執行に要する費用を負担すること。

八 実施機構

制度間調整事業は、社会保険庁においてその事務を執り行うこととすること。

九 実施時期

制度間調整事業は、平成二年四月一日から実施すること。

第三 その他、制度間調整事業の実施に関し、所要の規定整備を行うこと。

本審議会は、二月十四日の第四百三十四回及び二月二十三日の全委員委員会において厚生省から説明を受け質疑応答を行った。その主な内容は次のとおりである。

今回の制度創設の趣旨はどのようなものか。 現在の鉄道共済の財政悪化の最大の要因は産業構造の変化と考えられる。かつて同様に産業構造の変化を受けた石炭産業が厚生年金保険制度内で他産業の被保険者及び事業者に支援されたことを踏まえると、たまたま独自の集団で運営していたために給付費のすべてを現在の鉄道共済の被保険者及び事業者で負担するということではなく、一定の共通の給付については被用者年金制度間で調整を行うこと